

三島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 令和4年度 の人件費率
令和5年度	1,380 人	2,904,458 千円	109,158 千円	427,955 千円	14.7 %	16.2 %

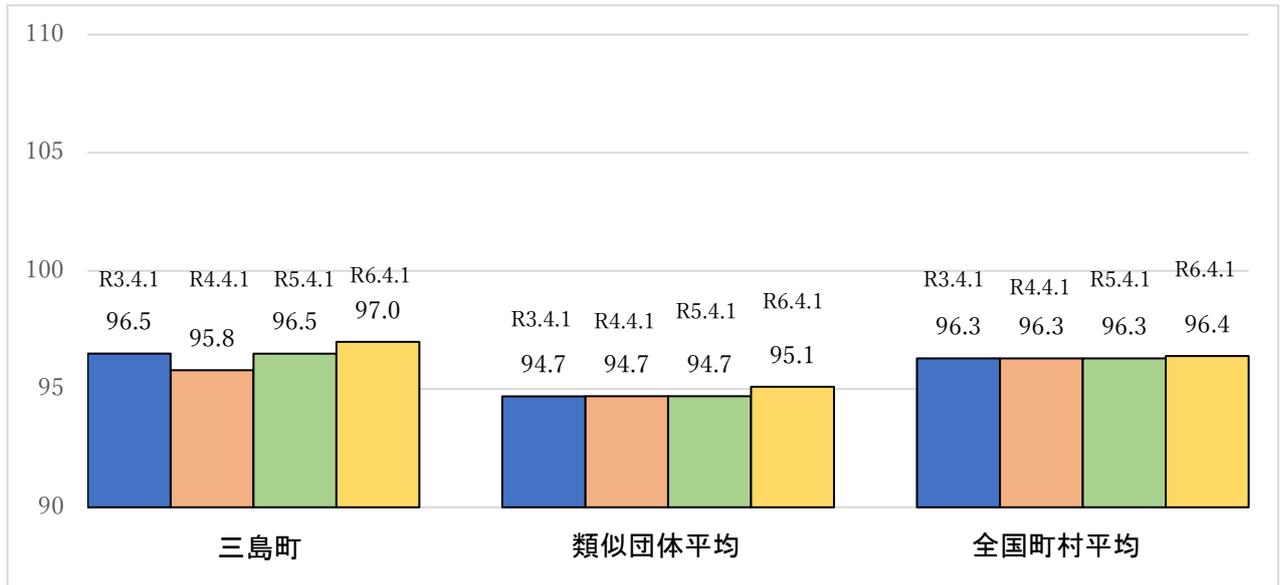
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与費				(参考) 一人当たり 給与費	(参考) 類似団体 平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計		
令和5年度	42 人	152,823 千円	31,248 千円	60,662 千円	244,733 千円	5,827 千円	5,419 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事院勧告を踏まえ見直しを実施しました。また、激変緩和の措置として、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。
他の給料表についても、福島県人事委員会勧告に準じ見直しを実施しました。

②その他の見直し

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました(平成27年4月1日)。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三島町	39.8歳	300,847円	381,874円	331,649円
福島県	42.8歳	326,500円	407,692円	357,321円
国	42.1歳	323,823円	—円	405,378円
類似団体	41.1歳	297,580円	342,090円	324,423円

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		三島町	福島県	国
一般行政職	大学卒	200,500円	207,100円	196,200円
	高校卒	169,900円	174,400円	166,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

(注) 「-」は在職職員がいないことを示します。

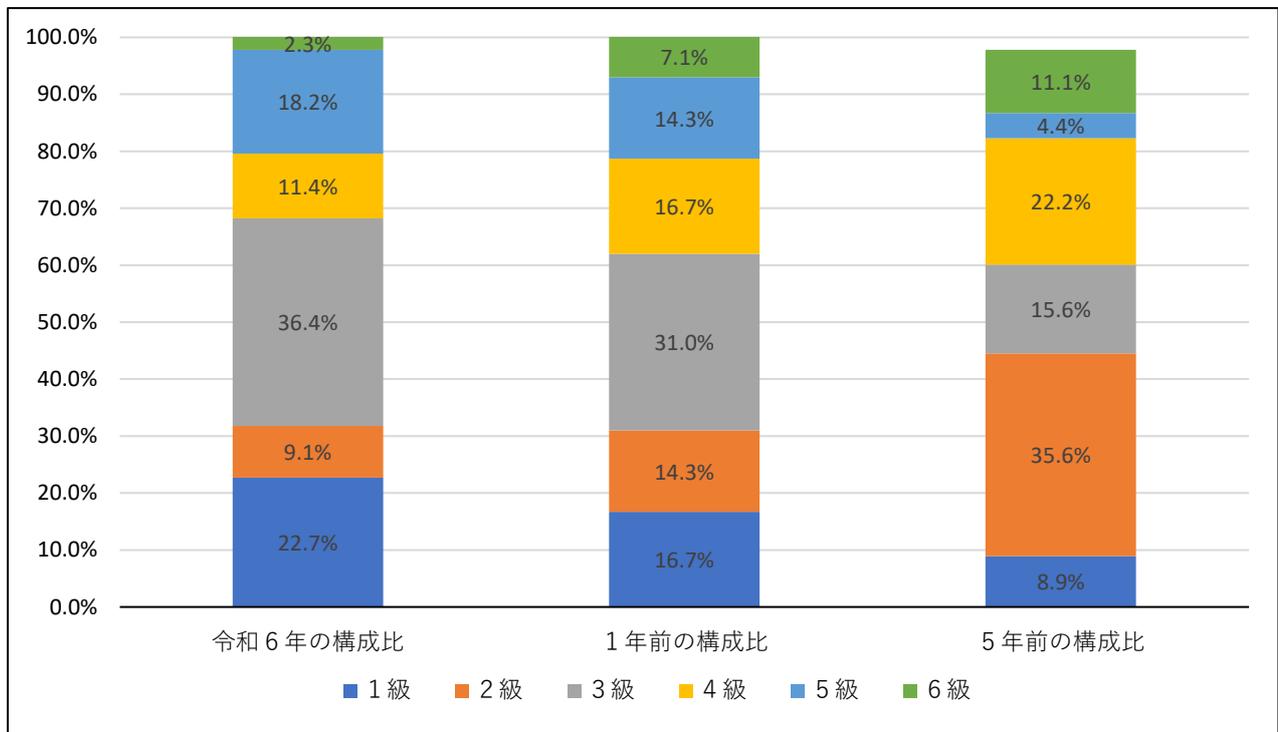
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

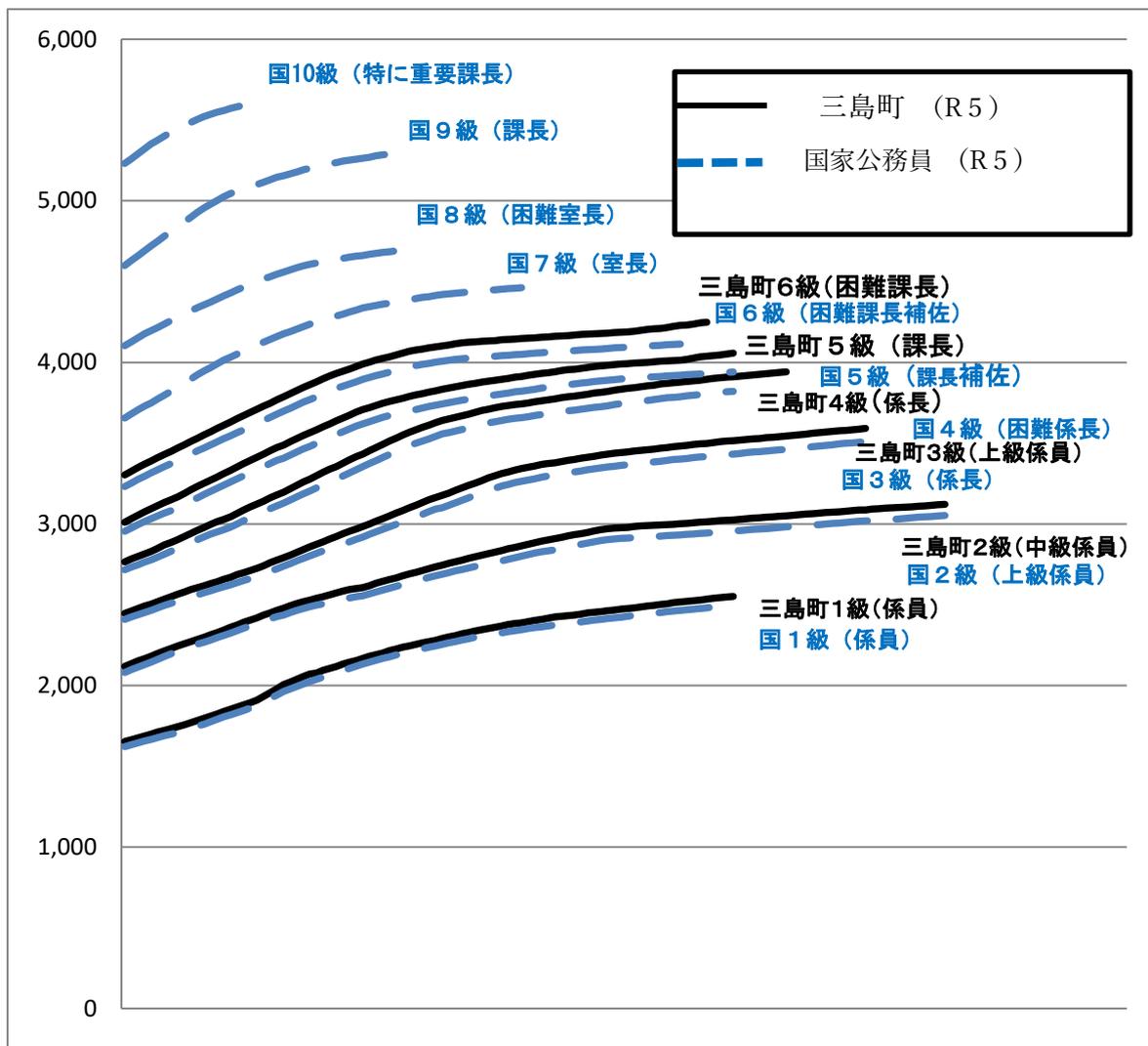
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	10人	22.7%	165,300円	255,100円
2級	副主査	4人	9.1%	211,800円	312,100円
3級	主査	16人	36.4%	244,600円	359,100円
4級	主任主査・係長	5人	11.4%	276,500円	394,100円
5級	課長	8人	18.2%	301,000円	405,700円
6級	困難課長	1人	2.3%	330,300円	424,800円

(注) 1 三島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三島町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を実施した	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	—	○	—	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三島町	福島県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,480 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,663 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	—	○	—	○
□人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

三島町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	

(注) 退職手当の支給率は福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象者はいません。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給対象者はいません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	13,616 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	378 千円
支給実績（令和4年度決算）	12,545 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	369 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 特定期間加算 5,000円 ③配偶者・子以外 6,500円	同じ		4,736千円	215,273円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し月額9,500円を超える家賃を支払っている職員（借家上限28,000円）	異なる	支払家賃9,500円以上を対象	2,257千円	322,457円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を「使用することを常例とする職員等に支給	異なる	使用距離区分	4,747千円	153,135円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（支給額） 5級 26,000円 6級（総務課長を除く課長相当職）28,000円 6級（総務課長）30,000円	異なる	職務区分・支給額	2,592千円	324,000円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給	同じ		2,557千円	62,376円
宿日直手当	宿直又は日直勤務従事した場合に支給（支給額）勤務一回につき5,500円	異なる	特別の宿日直手当無し	677千円	18,791円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給料	町長	604,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	559,000	円	814,000	円 / 457,500 円
報酬	議長	225,000	円	360,000	円 / 140,000 円
	副議長	184,000	円	320,000	円 / 115,000 円
	議員	166,000	円	300,000	円 / 100,000 円
期末手当	町長 副町長	(令和5年度支給割合) 2.90 月分			
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 2.90 月分			
退職手当	町長	(算定方法) 694,000 × 在職月数 × 48/100		(1期の手当額) 15,989,760	円 (支給時期) 任期毎
	副町長	559,000 × 在職月数 × 29/100		7,781,280	円 任期毎

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

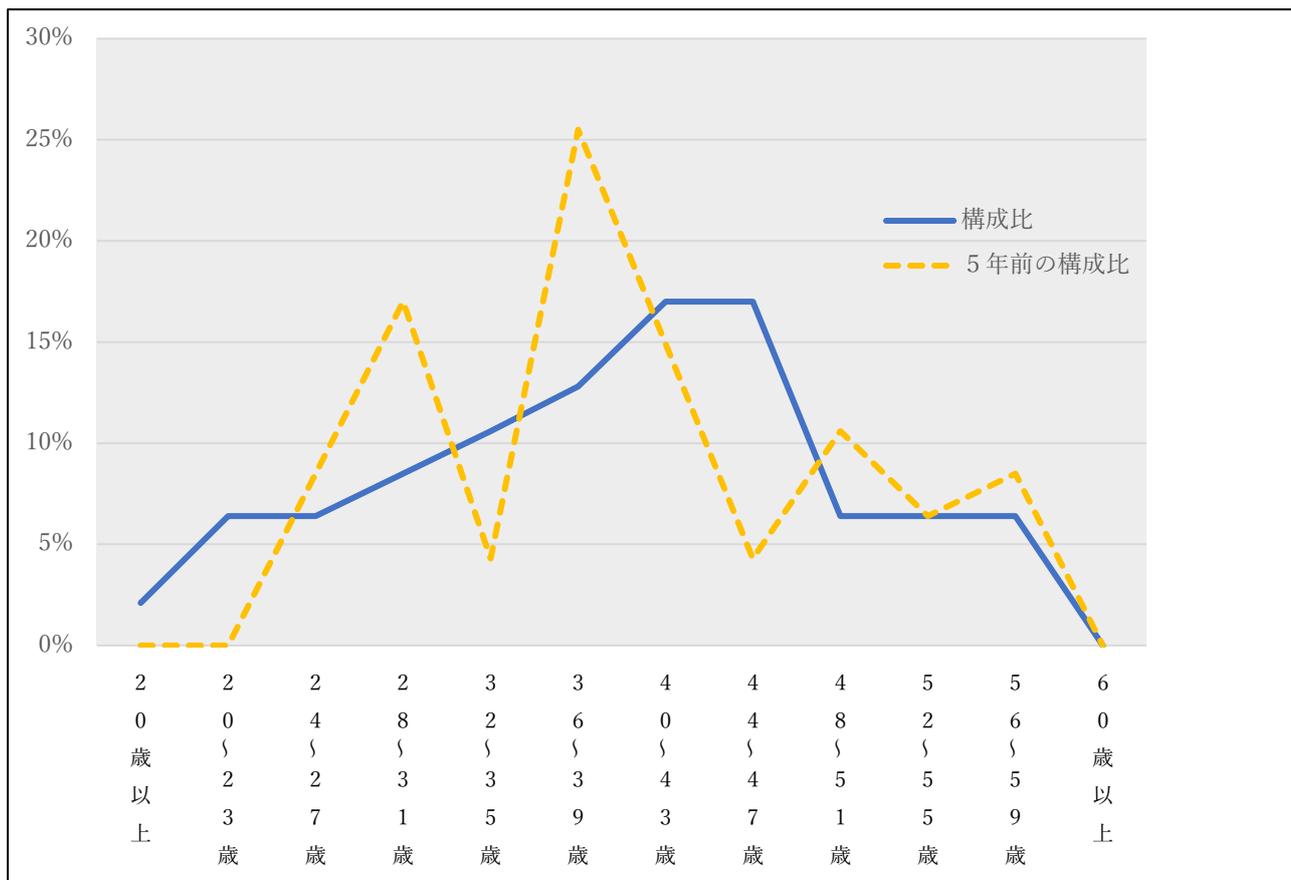
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	16	15	▲1	
		税務	2	2	0	
		民生	6	8	2	
		衛生	3	3	0	
		農林水産	3	4	1	
		商工	3	3	0	
		土木	3	3	0	
		計	37	39	2	
	教育部門	5	5	0		
消防部門						
	小計	42	44	2		
公営企業等 会計部門	水道	1	1	0		
	国保	1	1	0		
	その他	1	1	0		
	小計	3	3	0		
合計		45 [63]	47 [63]	2		

(注) 1 職員数は、一般職に属する定員管理上の職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	3人	4人	5人	6人	8人	8人	3人	3人	3人	0人	47人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		40	39	42	39	37	39	▲1 (▲2.5%)
教育		4	4	3	5	5	5	1 (25.0%)
普通会計		44	43	45	44	42	44	0 (0%)
公営企業等会計		3	3	3	3	3	3	0 (0%)
総合計		47	46	48	47	45	47	0 (0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。